

平成25年度福岡地方労働審議会労働災害防止部会議事録

1 日時

平成25年5月21日午前10時00分から午前11時40分

2 開催場所

福岡合同庁舎 新館5階 労働第1会議室

3 出席者

(1) 委員

公益代表委員 野田委員、東委員、藤井委員

労働者代表委員 浅山委員

使用者代表委員 辻委員、宮田委員

(2) 事務局

川田代労働基準部長、木下監督課長、江藤安全課長、梅木健康課長

篠原主任監察監督官、小林主任安全専門官、馬場主任労働衛生専門官

松尾安全課長補佐、河野健康課長補佐、柴田特別司法監督官

4 議事

(1) 部会長の選出

(2) 部会長代理の指名

(3) 第12次労働災害防止計画(案)について

5 議事内容

【篠原主任監察監督官】

本日は、本部会委員改選後の開催でございますので、改めて部会長を選出することになります。部会長選出までの間、事務局で部会を進行させていただきます。

私、進行役の労働基準部監督課主任監察監督官の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、先ほど遅れていると申しあげました藤井委員のほかに、労働者代表の下田委員がご欠席でございますけれども、地方労働審議会令第8条第3項の規定により、藤井委員がおくれておられても、部会の成立要件を満たしておりますので、そのことをご報告いたします。

また、本部会は公開の会議とさせていただいております。議事録につきましても、発言者のご氏名を含めて公開させていただくことにしておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に本部会の各委員の方々をご紹介させていただきます。ご紹介に当たりましては、公益委員代表、労働者委員代表、使用者委員代表の順で、五十音順で行わせていただきますけれども、お配りしております資料のナンバー4に本部会委員の名簿をつけておりますので、ご参照くださいませ。

まず、公益代表委員として、野田委員。

【野田委員】

野田と申します。

【篠原主任監察監督官】

続いて、同じく公益代表委員、東委員。

【東委員】

東です。よろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

もう一方が藤井委員ですけれども、今遅れておられます。

続いて、労働者代表委員、浅山委員。

【浅山委員】

おはようございます。浅山でございます。

【篠原主任監察監督官】

使用者代表委員として、辻委員。

【辻委員】

辻でございます。よろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

続いて、宮田委員。

【宮田委員】

宮田でございます。よろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

以上で、委員のご紹介を終わります。

続きまして、福岡労働局労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【川田代労働基準部長】

4月1日からこちらに参っております、川田代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にご参集をいただきまして感謝申し上げます。

本労働災害防止部会におきましては、福岡地方労働審議会の権限のうち労働災害の防止に関する専門的事項について審議していただくことになってございます。

福岡県内における労働災害発生状況は、第11次労働災害防止計画が24年度まででございます。後ほど担当からご説明申し上げますけれども、累計で見ますと、実質的には死亡災害、また休業4日以上の死傷災害とも目標を達成してございまして、本日ご参集の委員の皆様をはじめ、関係者の積極的な取り組みに感謝と敬意を表する次第でございます。

しかしながら、計画期間の最終年であります平成24年につきましては、死亡災害が49人と、前年より9人の大幅増加となりました。休業4日以上の死傷災害につきましても、前年より87名増の4,965人となり、平成23年から2年続けての増加となっております。

また、労働者の健康面につきましても、メンタルヘルス対策など、まだ一部の事業場の取り組みにとどまっているという状況にありまして、計画的な取り組みを行っていかねばなりません。

また、印刷業における胆管癌など、化学物質による健康障害の防止につきましても、今後の政策の動向を注視しながら、速やかな対応を図っていかねばならないという状況でございます。

労働災害や職業性疾病の発生には、産業構造等の変化、その時々を経済状況、事業場内の雇用形態など、さまざまな要因が関係しているということでございますけれども、私ども労働基準行政といたしましては、その発生原因と課題をできるだけ子細に分析し、今後、講ずべき施策を取りまとめ、労働災害の減少目標等

を設定し、5年間にわたる労働災害防止計画を計画的に推進していくことにいたしております。

本日は、今年度をその初年度といたします第12次の労働災害防止計画（案）につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いし、より効率的で、よりの確な計画とさせていただいた上で、労働災害あるいは職業性疾病の防止対策に、積極的に、また、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。ご審議のほど、今日はよろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

次に、事務局の職員を紹介いたします。なお、時間の都合上、課長職に限らせていただきます。

それでは、まず監督課長。

【木下監督課長】

監督課長の木下でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

続いて、安全課長。

【江藤安全課長】

4月から安全課長をしております江藤です。よろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

健康課長。

【梅木健康課長】

4月1日から健康課長をいたしております梅木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【篠原主任監察監督官】

以上で、事務局の紹介を終わらせていただきます。

引き続き、議事に入らせていただき、まず、部会長の選出をお願いいたします。部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、公益代表委員の中から、本部会に属する委員が選挙によって選出することとなっております。ここで、事務局からのご提案でございますが、本部会におきましては、事務局が公益代表委員の中から推薦させていただきます委員を全委員の挙手により選出したいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠原主任監察監督官】

ありがとうございます。

異議がなければ、事務局から公益委員代表より推薦させていただきます。事務局からは、福岡地方労働審議会の会長に就任していただいている野田委員をご推薦したいと思います。野田委員を部会長に選出してよろしいか、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

【篠原主任監察監督官】

ありがとうございます。

それでは、部会長を野田委員にお願いしたいと思います。野田委員、よろしくお願いいたします。

【野田部会長】

はい、よろしく申し上げます。

【篠原主任監察監督官】

ただいま部会長を選出させていただきましたので、今後の議事進行は部会長にお願いしたいと思います。

それでは、野田部会長、よろしくお願いいたします。

【野田部会長】

それでは、行きがかり上、ご推薦いただきましたが、野田と申します。改めてご挨拶申し上げます。

今、基準部長さんからもお話がありましたように、福岡県内の労働災害につきましては、昭和33年度から11次にわたり、労働災害防止計画を策定して、労働災害防止対策に取り組んできた結果、長期的に減少傾向にございます。

しかし、ここ数年は減少傾向に歯どめがかかっている状況であるということをご先日ご説明いただきました。多様な原因があると思えますけれども、雇用形態が多様化し、身体的な事故のみならず、メンタルヘルスのような問題も増えておりまして、特に、若い人のそういった問題につきましては、非常に痛々しい思いもしているところでございます。

かけがえのない人の身体、生命と健康が、働くことで脅かされたり損なわれた

りすることは絶対にあってはならないと思うのでございます。労働災害が少しでも減らすことができますよう、委員の皆様のご協力を賜りまして、私も部会長を務めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、部会長代理の指名をやらなければいけません、これも地方労働審議会令第6条第7項で、公益代表委員のうちから部会長があらかじめ指名をするということになっております。ここで、私は東委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野田部会長】

ありがとうございます。それでは、東委員、よろしく願いいたします。

次に、議事録の署名委員は、部会長及び部会長の指名する委員2名ということになっております。署名委員につきましては、私のほかに労働者代表委員の浅山委員、それから使用者側委員の辻委員をお願いしたいと思っております。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。議事につきましては、今日の全体の会議次第にありますように、1番は、議事5の(3)、第12次労働災害防止計画(案)についてでございます。これが今日のメインの議事でございます。事務局から、全体を一括して説明していただいた後に、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、第12次労働災害防止計画(案)につきまして、まず安全課から説明をお願いいたします。

【江藤安全課長】

それでは、私から福岡労働局の第12次労働災害防止計画(案)、略して我々は12次防と言っていますけれども、労働災害防止対策の部分を説明させていただきたいと思っています。

まず、平成25年2月25日に、厚生労働省が作成した第12次労働災害防止計画が公表されたということがあります。これを受けて、福岡労働局におきましても、管内の労働安全衛生を取り巻く情勢や、労働災害の動向を踏まえ、平成25年度を初年度とし、5年間にわたり重点的に取り組む事項を定めた福岡労働局版の労働災害防止計画(案)を作成したという次第です。

お配りした資料ナンバー5が、平成20年度から平成24年度までの5年間の第11

次労働災害防止計画期間の労働災害の発生状況の結果を示しています。ちょっと細かい数字ばかり並んでいますけれども、この必要な部分は、12次労働災害防止計画（案）の中に、表としてありますので、12次労働災害防止計画（案）の中の表で、後々説明していきたいと思っております。

それから、ナンバー6が、福岡労働局が作成した12次防の計画（案）ということで、これを中心に説明していきたいと思います。そして、資料ナンバー7が、厚生労働本省が2月に作成した第12次労働災害防止計画のポイントということで本省がつくったリーフレットです。福岡労働局においても、案の段階ですから未作成ですけれども、こういったものを作成し、いろいろなところに配りたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、本省がつくったナンバー7の第12次労働災害防止計画のポイントで、この中で12次防の特徴というか、11防と違うところについて、ポイント、ポイント、ポイントとして書いてあります。これについては、福岡労働局の案でも、いわゆる重点業種とかも特徴としてほぼ同じですから、第12次防の特徴として、ポイント、を若干説明したいと思っております。

ポイントとして、重点対策ごとに数値目標を設定ということで、11次防では、労働災害の減少目標値が、全業種合計の数値だけだったのですが、12次防では、全業種合計に加え、重点対策ごとにめり張りをつけた数値目標を設定しています。そこが一つ、12防が11防と違うところであります。先ほども言いましたけれども、これは本省のリーフレットですが、福岡労働局版も、結果としては同じような数値目標の設定になっています。

ポイントとして、第3次産業を最重点業種に位置づけということで、労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第3次産業に焦点を当て、特に災害が多い小売業、社会福祉施設、飲食店に対する集中的取り組みを実施いたします。これについても、第11次労働災害防止計画の評価を後で説明しますが、福岡局においても、小売業、社会福祉施設、飲食店の増加が著しく、この災害を減らさなければ第12次防の目標を達成できないということで、同じく最重点業種に上げております。

ポイントとして、死亡災害に対して重点を絞った取り組みを実施いたします。労働災害件数そのものを減少させるための重点業種は、ポイントのところす

けれども、それとあわせて、死亡災害などの重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種 建設業と製造業と分けて、目標を設定し対策を立てています。ここが11防と比べての12次防の特徴です。前の話として一応、そういう特徴があるということを説明させてもらいました。

そこで、ナンバー 6 の第12次労働災害防止計画（案）の本文の説明をさせていただきたいと思います。第12次防の計画（案）は大きく分けて、5 ページからの労働災害防止について重点とする業種対策と、15ページからの（2）重点とする健康確保、職業性疾病対策、大きく二つに分かれるということになります。私ども安全課のほうは、前の労働災害防止について重点とする業種対策について、説明させてもらいたいと思っております。

まず、第12次労働災害防止計画（案）について、3 ページに福岡労働局管内における労働災害の動向というものがあまして、第11次労働災害防止計画における目標達成度の評価というところから説明させてもらいたいと思います。

3 ページ 6 の（1）ですけれども、第11次労働災害防止計画においては、死亡災害は平成20年から平成24年の計画期間中の5年間の合計の死亡者数を、その前の5年間、平成15年から19年の第10次労働災害防止計画の合計に比べて、20%減少させることであったと。死傷災害については、平成24年における死傷者数を、平成19年に比べて15%減少させることを目標としていたということです。

結果として、死亡災害については、目標数の224人を4人下回る220人となって目標を達成しました。3 ページの一番下の表を見ていただくと、平成20年が全産業の死亡者数が52人、21年39人、22年40人、23年40人、24年49人で、この合計が220人となって、目標を達成しましたということです。しかし、死傷災害については、平成24年に4,965人となり、目標値である4,681人を上回って目標未達成となりましたと。死傷災害の目標が、24年と19年を比較して15%減少というものでしたから、それは未達成となりましたということです。

次に、死亡災害の結果を業種別に見ますと、そのまた下の表ですけれども、製造業では毎年6人から9人の間で増減しており、明確な減少傾向は見られません。建設業では、平成20年から23年までは前年比で減少を続けましたが、平成24年には増加になりましたと。上から5番目ですけれども、陸上貨物運送事業でも毎年5人から10人の間で増減を繰り返しており、これについても減少傾向は見ら

れないということです。

第11次労働災害防止計画期間中の死傷災害を業種別に見ますと、4ページの真ん中の表ですけれども、製造業では減少傾向が続いていますが、建設業では平成23年までは減少傾向が続いていましたが、平成24年には7年ぶりに増加したという結果となっています。

その右の真ん中の表に第3次産業がございます。第3次産業における死傷災害は、平成21年に若干減少しましたが、平成22年以降は一貫して増加傾向にあって、全産業に占める割合も半分近く、具体的な数字で言うと48.8%になっています。平成24年の全産業実績が4,965人で、第3次産業が2,421人となっています。

ということで、一番下の行に書いてありますとおり、第3次産業での労働災害の増加が、死傷災害の目標を達成できなかった大きな要因になっているという総括をさせていただいています。

以上のような11次労働災害防止計画の結果を踏まえ、まず12次労働災害防止計画の説明になりますけれども、1ページに戻りまして、3、計画の目標です。これは、全業種を合わせた労働災害の減少の目標です。

は死亡災害の減少目標です。平成25年から29年の第12次防期間中の労働災害による死亡者数の総数を、第11次防期間中の総数と比較して15%以上減少させること。具体的な数字としては、11次防期間中の死亡者数総数220人だったのを、これの15%減少となると、死亡者数ゼロというのが究極の目標ですけれども、187人以下にするという目標です。

厚生労働本省の目標は、平成29年の死亡者数を、平成24年の死亡者数の15%以上減少というものですけれども、福岡労働局では、第12次防期間5年間の死亡者総数を、第11次防期間中の総数と比較して15%以上減少させるという目標にしています。

というのは、平成24年の死亡者数が49人で、この15%減少とすると42人ということになりまして、結果として平成21年、22年、23年、40人以下の死亡者数になっていますから、平成25年の目標値が、その数値を上回るというのは合理的ではないというのもあります。そして、福岡労働局では11次防でも5年間の総数で目標を設定したというのもあり、継続という意味もありまして、第12次防の死亡災害の目標も、5年間の総数でやるという案を提示しております。

1 ページに戻りまして、 が死傷災害件数の目標です。これは本省と同じ目標で、平成24年と比較して29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少。24年に死傷者数が4,965人になりましたから、29年に4,220人以下とするというのが、全業種合わせた目標としております。

以上、まず大前提とする目標があることを説明させていただきました。

次に、これらの目標達成に向けて、こういった具体的取り組みをやるかの説明に移りたいと思います。5 ページを開いていただきたいんですけども、7 重点施策ごとの具体的取り組みで(1)労働災害防止について、重点とする業種対策。その下に(ア)労働災害件数を減少させるための重点業種対策があります。これは、後で重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策が出てくるんですけども、それと対比して、労働災害を減少させるための、つまり死傷災害件数そのものを減少させるための重点業種対策として書いています。

その中の(ア)現状と課題のところですけども、これは先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、労働災害の発生状況を見ますと、建設業、製造業は過去5年、10年のスパンで見ると、大幅に減少しています。6 ページの上のほうの表の右端は、平成15年と比較した平成24年の災害増減率ですけども、建設業、製造業はそれぞれ30%以上、この10年間で労働災害件数は減少したということです。

それに対して、安全衛生行政として必ずしも重点的な取り組みが行われてこなかった商業、保健衛生業、接客娯楽業等の第3次産業では、大幅に増加しています。このうち小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害が多く、特に社会福祉施設における増加傾向が顕著となっているということです。右6 ページの表を見ていただくと、第3次産業は全体ではこの10年間に16.5%の増加、小売業は19%、社会福祉施設は2倍以上の増加という状況になっています。

一番下に、陸上貨物運送事業がありますけれども、これについても、全労働災害の約1割を占める状況がずっと続いていまして、死傷災害件数が高どまりで、減っていません。結論として、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業、社会福祉施設、飲食店、そして陸上貨物運送に対する重点的取り組みが必要になってきているということを記載しております。

最初に、重点業種ごとに災害減少目標を立てるとというのが特徴であると話しましたがけれども、これらの重点業種の減少数値の目標は10ページに記載させてもら

っています。

10ページ(イ)で、目標として、平成24年と比較して、平成29年までに重点業種ごとに以下の達成を目指すということで、小売業は休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる、社会福祉施設は休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる、飲食店は休業4日以上の死傷者の数を20%減少させるというものです。社会福祉施設の10%という目標については、社会福祉施設は年々、従事労働者数が増加していることを見込んで10%ということで、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当します。ということで、社会福祉施設は、小売業、飲食店に比較して10%減少という目標であります。これについて本省作成の計画と同じ目標値にしています。

陸上貨物運送事業は、休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させるということです。小売業、社会福祉施設、飲食店は、今まで重点とはしていなかったということもありまして、これから5年間で重点業種として取り組んで、2割の減少を目標としますが、陸上貨物運送事業は以前からいろいろな形で、労働災害についても労働局として取り組んできましたので、今後も継続して取り組みをお願いすることにより10%以上減少させるという目標にしております。

以上が目標です。これらの目標達成に向けてどのような措置を講ずるかというのが、その下の(ウ)の講ずべき施策というところに書いてあります。これも業種ごとに記載しております。

講ずべき施策として(エ)小売業、社会福祉施設、飲食店に共通する対策ということで、安全衛生管理体制の強化を(a)に書いています。各種商品小売業とかを除き、小売業、社会福祉施設、飲食店など、安全管理者の選任が法律的に義務づけられていないという部分があるんですけども、安全管理者制度に準じた安全管理体制を構築するように指導していきます。これは、労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にするという観点から、小売業の実態に即した、効果的な安全管理体制を構築していただけるように指導していくということです。

(b)は、新規採用労働者に対する安全衛生教育の徹底です。これはパート、アルバイトなどの非正規社員の割合が高い、また、労働者の離職率が高いというところがあると思います。新規採用労働者の割合が高いというのもあって、製造業あたりと比べても、非正規労働者を含めた新規採用労働者に対する安全衛生教

育の徹底が必要になってきますので、安全教育の徹底も、各事業所に指導していくということになります。これについては正規、非正規を問わず、充実した安全衛生活動が現場で着実に取られるように指導していくということです。

(c)は、危険予知訓練です。これについては、こういった場合に災害発生が起こるかを現場の労働者に意識してもらおうという意味や、4S 整理、整頓、清掃、清潔の取り組みを強化することで、労働災害発生の危険性を事前に取り除くよう指導するというものです。転倒災害が、割合として一番多いというのがあります。整理、整頓、あるいは床の滑りなどの防止のために、清掃あたりをすれば減少につながるのではないかと、取り組み強化を指導していくということにしております。

以上が小売業、社会福祉施設、飲食店に共通する対策ということですが、(b)に小売業に対する集中的取り組みということで、大規模店舗、多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上を掲げさせてもらっています。小売業の事業者数は膨大で、県内で約1万6,000あるということですが、全て監督署の職員が回ることは不可能ですから、まず多数の労働者を雇用する大規模小売店や、多店舗展開する福岡県内に本社を持つ大手企業の本社、地域中核支社に対して指導をし、その結果を本社からそれぞれの店に伝達、指示、指導をしてもらって、そこから広げていこうということです。これは今年度から、福岡県内の大手小売業の本社、中核支社に対して本格的な指導を始めておるということです。

次、11ページ、(c)の社会福祉施設です。これは、書いてありますけれども、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会とは、福岡県の担当課と連携をとって、2年くらい前から介護事業者が集まる場に労働局の職員が行って、より多くに労働災害防止対策を知ってもらうという意味もあり、労働災害の説明をしているというものです。県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導の機会を捉えて連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底により、転倒災害防止、腰痛予防、健康診断の普及徹底を指導するということを掲げさせてもらっています。

あと飲食店については、(d)飲食店に対する集中的取り組み、転倒災害、切れ・こすれ災害、高温の物との接触災害が7割を占めるということで、監督署が指導するときも、この災害に対する指導を徹底することにしています。

(e) の陸上貨物運送事業については、荷役作業中の墜落・転落災害が多いというのがありまして、陸上貨物運送事業の労働災害の7割が荷役作業中に発生しています。そこに荷役作業における安全ガイドラインを周知普及というのがありますが、これについては、今年3月に出たばかりなんですけれども、陸運事業者、それと荷主も含めて、荷役作業における労働災害防止のために取り組むべき事項を示したものの、ガイドラインを今年度以降、周知徹底していきます。

時間の関係もありますから先に進みまして、12ページに、重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策とあります。これはいわゆる死亡災害の減少を目標にした重点業種対策です。現状と課題としては、死亡災害は長期的に見ると減少しているのは間違いのないわけなんですけれども、依然として福岡県内では40人を超える人が労働災害で亡くなっています。墜落・転落と挟まれ・巻き込まれ災害も死亡災害が多く、全体のほぼ半分を占めています。

13ページの上の表を見ていただきたいんですけども、これは平成20年から24年までの5カ年間、いわゆる11次防の期間中の死亡者数を製造業、建設業に分け、こういった事故で災害が発生したかの統計です。製造業38件で、挟まれ・巻き込まれ災害の死亡災害が17人ということで、45%が製造業の挟まれ・巻き込まれ労働災害です。その下、建設業は82人の方が亡くなっているんですけども、墜落・転落災害30人で37%ということで、それぞれ製造業は挟まれ・巻き込まれ災害対策、建設業は墜落・転落災害対策が重点になってくるということで記載しております。

それに対する死亡災害の減少の目標が、13ページの(イ)に書いております。12次防期間中の労働災害による死亡者数を、第11次防期間中の総数と比較して、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指すということで、建設業は死亡者数を20%以上減少させます。先ほど話したとおり、建設業は82人だったですから、5年間のトータルを65人以下にするという目標です。

製造業の場合、死亡者数を5%以上減少させるということで、この20%、5%というのも本省の計画のとおりなんですけれども、製造業の場合は5年間トータル36人以下にするという目標を立てております。

この目標のために講ずべき施策として、13ページの(ウ)建設業対策の墜落・転落災害防止対策として、足場からの墜落・転落災害が約15%を占めているとい

うことで、これは思ったより多くないんですけども、それよりもはしご、屋根等からの墜落・転落が4割を占めているということです。足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加えて、はしご、屋根等、さまざまな場所からの墜落・転落災害を防止するための機材、手法を普及させるということにしているんですけども、これについては、労働安全衛生総合研究所と協力して、はしご、屋根などからの墜落・転落災害を防止するための機材、手法を開発させるというのが、厚生労働本省版の計画の中には書かれています。それを待って、福岡のほうも対応していくということになると思います。それと、ハーネス型の安全帯の普及ということで、ハーネス型というのは胴周りだけではなくて、もも、肩などもいわゆる締めつけをする安全帯で、この辺の普及も図ることにしております。

次、14ページ、製造業の死亡災害対策として、死亡災害、障害の残る災害につながりやすい、挟まれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械の本質安全化を図るというものです。ここ数年、製造業の死亡災害を見ると、機械の基本的な取り扱い手順に問題があったことによる災害が目立っています。つまり機械の運転を停止せずに、そのまま掃除、修理作業をする、あるいは機械停止中の点検作業中に、他の労働者が起動スイッチを入れたりという死亡災害が、去年を見ると少なくありません。(b)のところ、安全衛生教育の徹底と安全衛生管理体制の確立というところで、労働者の知識経験に応じた安全衛生教育を徹底するということも、製造業に対してやっていくということを書いております。

以上が、重点業種、重点施策ごとの具体的取り組みですけども、最後、18ページ以下に、業種横断的な取り組みというものがああります。19ページの(イ)に、高年齢労働者の増加に対する対応というところがあります。これは、高年齢労働者の割合が近年高まっているということで、現状と課題、そしてどういったことをやろうとしているのかということを書いております。

19ページ、イ、(ア)に現状と課題ですけども、労働災害による死傷者数全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、平成14年の12.4%から平成24年の20.3%に増加していると。その下、19ページから20ページ上にかけての表ですけども、この見方ですが、例えば平成14年の製造業を見ると172で、括弧の中に12.4という数字がありますけれども、172が60歳以上の労働者の死傷者数で、平成14年、製造業で172人の60歳以上の方がけがをしましたということです。その下の括

弧の12.4は、製造業の全死傷者数に対する60歳以上の割合です。右端の業種計を見ると、平成14年は60歳以上の割合は12.4%だったんですけども、平成24年の右のほうを見ると20.3%と、つまり5人に1人が60歳以上の死傷者になっているということです。

その中でも、小売業では平成14年のところで11.0%から、平成24年が23%で2倍増となっております。社会福祉施設では、平成14年の5.7%ということで7人しかいなくて、絶対数が少なくてあれなんですけれども、平成14年の5.7%から平成24年の21.8%と3倍以上の増加になっています。今後、高齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害発生の防止を強化する必要があるという課題があるということです。

それで、20ページの(イ)に、講ずべき施策としてa身体機能の低下に伴う労働災害防止の取り組みで、高齢者の割合の高い職場で段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など、職場のリスクの低減や身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体や関係業界団体と連携して指導するということです。これは具体的に、高齢労働者に配慮した職場改善マニュアルというリーフレットを小売業、社会福祉施設等に監督署の職員が行くとき配って、法的根拠はないと思いますけれども、高齢労働者に配慮した職場改善をお願いしている状況があるということです。

ということで、ちょっと長くなりましたけれども、労働災害防止対策の部分、12次防を説明させてもらいました。よろしくお願ひします。

【野田部会長】

ただいま安全課長からご説明をいただきました。全体では非常に長いものですが、ご意見、ご質問があったら、よろしくお願ひいたします。

【浅山委員】

二、三点。一つは、先ほどから災害の件数が出ているんですが、特に小売とか社会福祉施設とかが増えてきたと。福岡県の労働者数に対して、小売業、社会福祉施設など業種ごとがあると思うんですが、そういう労働者の数はどこかに出ているんですか。例えば、社会福祉施設が増えてきたというのはあるんです。労働者数として分けられた分は、どこかにあるのですか。

あともう一つは、これは5カ年計画ということで今度つくられるんですね。

過去5年経過して、その数値を振り返ってみて、また施策をつくるということなんですが、例えばもう一、二年でとんでもない数字が出たと。目標に対して、すごく災害が多く発生したといった場合、5年待たずに、また3年ぐらいで計画を見直すというケースはあるんですか。この計画は、あくまでも5年間たってということで作るんですか。

【江藤安全課長】

今のご質問に対しては、1ページに(4)計画の評価と見直しというのがありまして、計画に基づく取り組みが着実に実施されれば、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行うということで、労働災害の発生状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討することにしてはいますけれども、私が知っている限りでは、そんなに極端な数値は今までは。見直したという実績はないようですけれども。

【浅山委員】

例えば、後であるかもわかりませんが、震災とかがあるじゃないですか。そういうのはまた別に考えるんですか。

【江藤安全課長】

そういうのがあると、見直しをしなければいけないというのが出てくると思うんですけれども。

【浅山委員】

そう思うんですね。これから大規模災害とか、いろいろなところで言われてますし、そういったときに5年間待ってやるのか、緊急的に3年ぐらいで見直すのか、その辺がもしわかればと感じたものですから。

【川田代労働基準部長】

そういう特別の業種とか、あるいは特別の地域に、大規模な災害が発生するというようなことも想定はされると思います。そういったときには、まず対策本部を立ち上げて、緊急対策を実施します。その進捗状況をまずちゃんと把握して評価をすることが第一だと思っています。その上で、中長期的に考えて取り組まなければならない課題もいろいろあるということであれば、その時点で、計画の一部見直し等につきましても、また委員の皆様にご相談させていただければなと思います。

【野田部会長】

事実として、福島なり山形なり宮城も、計画の見直しはやっておられるんでしょうね。

【川田代労働基準部長】

詳しく聞いてはおりませんけれども、今回の東日本大震災につきましては、その部分は、ほとんど別枠みたいな扱いだ。それに対して集中的に、施策もそうですし、人員の投入も相当全国からやりましたし、そういう対応をとっていったということでございます。

その中で、特に原発関係につきましては、数々の指示、通達も出しながら、全国にも必要な指示は流していったという状況でございます。

【野田部会長】

どちらかという、この各次の計画は、想定範囲で5年間ずつやっていこうという、行政全体の一つの方向づけをしようというものなので、もちろん必要な修正はあるとしても、特別な何か大きなアクシデントに対しては、全体として大きく変更をするということはあまりないと考えたほうがいいのかもかもしれませんね。

【川田代労働基準部長】

そうですね。基本的には。

【野田部会長】

もう1点は。

【江藤安全課長】

労働者数ですね。福岡労働局自体では業種別労働者数は把握してなくて、総務省統計局の経済センサスというものがあまして、平成21年と24年の福岡県内の業種別の従事労働者数の統計があったので、それを比較してみたんですけども、平成21年に比べて、製造業はマイナス1.2%労働者数が減っています。建設業はマイナス16%労働者数が減っています。第3次産業も、これは意外なんですけれども、マイナス2%労働者数が減っています。労働災害の件数は、製造業は21年に対する24年比で11%減、しかし第3次産業は10%増ということで、労働者数の増減を考慮しても、第3次産業が増加傾向にあるのではないかとということです。

【野田部会長】

浅山委員の質問の趣旨は、経年的な変化もわかったと。それから福岡県のそれぞれの業種別の比率もわかったと。ところが、福岡県の特質みたいなものがある

のかどうかと。人口と比べてですね。福岡県はこの部分については多いとか、建設関係は特に問題であるとか、そういう傾向は、人数と比べないとわからないですよ。私もそれは思いました。

【浅山委員】

そうです。もし後でわかれば。

【江藤安全課長】

宿題として、ちょっと調査してみます。すみません。

【東委員】

この業種の「製造業」というのは、企業が製造業と言えば製造業なんですか。つまり、例えば、自動車部品会社の刈谷にある会社は、本社1万3,000人は一人も製造には従事していませんよね。こちらは8割が製造に従事している製造業ですが、くくりは一緒なので。どこかで職種といったものを入れていかないと、なかなか事故原因についての対策になっていかないので、そういう分類は、まだしないのですか。

ソニーも本社に2万人いますが、誰も製造していませんが。

【木下監督課長】

あくまでも事業所単位で見ますので、本社機能しかないところは、その他の業種になっているはず。製造工場になると、製造業にカウントされるということです。

【東委員】

そうすると、例えば製造に相当する会社であったとしても、そのヘッドクォーター自体は事務ということになるんですね。

【木下監督課長】

安定のように企業体で全部を見るということはしませんので、あくまでも個別の事業場単位で。

【東委員】

そこで補正がされているはずだということですね。わかりました。

ただ、本社工場で一部だけつくっていると、事務所によって内容に違いがあるものですから。

【木下監督課長】

それで事業場単位でも、一つの場所にあるものを1の事業場として見るのが基本ですが、部門別ではっきりと業種形態が分かれて、管理も別々だということになったら2事業場で見える場合もあります。あまりに業態が違って、そこが入り混じって仕事をするとかということでもないのであれば、きちんと分かれてカウントしています。

【東委員】

それから、労働人口の年齢構成という補正は、やはりしないのですか。福岡はまだいいほうだと思いますけれども、鳥取県とか島根県とかは就業労働人口の年齢構成は随分平均と違うので。業種はいいんですけれども、事故の成因が違えば先ほどおっしゃっていたので。福岡は大体、全国の相似ミニチュアと見ていいんですかね。

【野田部会長】

先ほどの話で、60歳以上の死傷者数が20%もあるということですが、労働人口の60歳以上の比率はどのくらいなんですか。おそらく20%もないと思うんですけれども、それにしても、高齢者がより死傷災害をこうむっているということは言えるんですか。言えそうですけれども、わからないので。

【江藤安全課長】

福岡県内の数値はちょっと持ち合わせていないんですけれども、この本省の12次労働災害防止計画の中に、年齢別の災害発生率というものがありまして、1,000人率というのがあるんですけれども、1,000人労働者がいたら何人の人が労働災害に遭ったかという。全労働者トータルとすると、2.14なんですけれども、60歳以上の場合は3.08となります。労働力調査は全国のもので、福岡のものは今ちょっとないんですけれども。

【野田部会長】

より高い傾向にあることは間違いないですね。

【江藤安全課長】

そうですね。これを見ると1.5倍ぐらいはあると思います。

【東委員】

今回、製造業が5%と少ないのは、製造業人口の割合が下げどまりだからではないかということと、65歳までの雇用延長になった場合について、そういうセク

ターに属する高年齢労働者が、製造業の場合、ウエートが高くなっていくということですかね。大分ほかと比べて目標が低いですよ。

【江藤安全課長】

製造業の死亡者からすると……

【野田部会長】

建設業も20%で、製造業5%と随分、私もそれを質問しようと思っていたんですけども、その大きな違いはどういうところでしょうね。13ページですけど。

【川田代部長】

全国のもの、福岡のもの、全体の業種別構成などを見たときに大体同じなので、あえて5% 本省が設定したのもそこをちょっと聞いていないんですけども。

【東委員】

こういうふうな差をつけたのは、何か理由があるのでしょうか。こうした差がつくのは今回が初めてですよ。

【江藤安全課長】

死亡者数の件数、人数が、製造業は建設業の半分ぐらいしかないという。

【浅山委員】

20年から22年、23年と景気が非常に悪くて、製造業と建築業ですと非常に。

【江藤安全課長】

そうですね。

【宮田委員】

一つ質問いいですか。

第3次産業で、特に小売りが増えているところということで、わかれば教えていただきたいんですけども、6ページの表で見ると、飲食店は平成15年から24年はほぼ横ばいという感じで、社会福祉施設は、非常に施設が増えたということもありますので、多くなっているというのは大体理解できるんですよ。ただ、小売業の場合、昔から小売業というものはあって、そんなにお店とか就業者の数は変わっていないと思うんですけども、かなり20%アップしていると。先ほどの施策の中で、大規模な小売店舗が増えてきたということで、その対策を講じなければいけないと理解したんですけども、7ページの表を見ると、逆に300人以上

の規模のほうが、労働災害の発生は少ないんですよね。小売業が業態を変えたから増えたのかなと思ったんですけども、そうでもない感じもします。小売業が増えた原因はどういったものが考えられるのか、教えていただければと思うんですけども。

【木下監督課長】

300人以上のところは、大規模なスーパーであるとか、そういった部分が該当して、しかもそこでの大規模な店舗が該当してくるんですけども、ここで先ほど説明したのが、いわゆるショッピングモールとして、小さな店が何百と入っているところを一つ考えています。これは一つの店舗が1事業場になりますので、小さい規模のものが集まっていて、商品ヤードみたいなところに雑多な人が出入りして、よく転倒されたりといった問題があります。そういったところで発生しているのが、3割近くを占めているといった状況が見えました。

ばらばらな店舗ではあるんですけども、一つの場所に集まっているので、効率的に指導できることは間違いありません。ですから、ここで優先して、3割の部分をまず叩いていこうというのが計画の一つのきっかけとしてあります。

今まで第3次産業には手をつけていないところがありますので、そのきっかけとして、どこから手をつけるかという話をしたときに、そこからするのが効率的なのではないかというのは一つあります。

【東委員】

それは個人営業の会社とか店舗は含めないのですね。

労働者災害とあったので。

【木下監督課長】

個人の事業主だけということですか。

【東委員】

特別加入とかの労災にも入っていない方については、例えば個人の商店の方は入っていないから、これは労働者に含まれていませんね。

【木下監督課長】

そうです。

【東委員】

コンビニなど組織化されてきたということで、雇用される小売業の人間の数が

増えているためかもしれないですね。

【野田部会長】

ショッピングモールなんか、きれいですけれども、あまりに床がきれいなので、つるつるして転倒とかいうのはありそうですね。（笑）

あれは商店街みたいなもので、一つ一つは別々の事業所で、何人が雇用しておられますからね。その問題ですね。

【東委員】

経団連も、この小売りについての労働安全衛生にかかわる、特別チームをつくっているようなことがあるときいています。

【木下監督課長】

先ほどの建設業による死亡の件ですが、パーセンテージが高く設定されているというのは、今、既に復興の工事が多数出てきて、人手不足でということがあります。製造業は今、なだらかに下降傾向にあるといったこともあろうかと思えます。福岡におきまして、昨年度の豪雨災害の復興工事も既に出ているといったようなことがあって、活発化してくると当然、死亡災害が増えるので、高く設定しないと抑えられないというところはあるかと思えます。ですから、その辺のところはどうしても。全国的には、震災復興工事というのは、福岡においても、復興工事でとられているというのもあるんですけども、豪雨災害のほうもあって、そちらのほうもやはり見ていかないといけないということになると、どうしてもやっぱり製造業よりは重点的に見ていかないとはいけません。

【川田代労働基準部長】

小売業につきましては、この中にはまだ書いていないんですけども、コンサル制度みたいなものをつくって、それを全国で、福岡だと30人ぐらいに配布して、それで安全性の専門家を選任して指導を進めていくと。そういうものも、もうすぐ出てきそうですね。

【江藤安全課長】

第3次産業の労働災害が、どうして増えたかという話ですけども、今日は資料を持ってきていないんですが、事前に下調べをした際、労災保険の適用労働者数の数値を毎年、データをとっているんですけども、10年ぐらい前と比べたら、第3次産業の労働者は、正確な数は、今日、持ってきていないんですけども、

労働者数が増えているのは間違いないと思います。建設業、製造業は減っているんですが。これも一つの原因として、社会福祉施設と同じような形もあるのではないかなと思います。

【浅山委員】

先ほど、安全衛生ということで、講習会とかそういうものを計画されるということでしたけれども、例えば企業に対して、特に中小零細なんかは、なかなか安全衛生なんてやっていないと思うんですね。そこで、報告義務というか、講習会をやりなさい、それを県や市に対して報告しなさいとか、そういうものはないんですか。ただ、指導してやりなさいというのではなく、きちんとやりましたという報告書を出せとか、そこまでは言っていないんですかね。

【江藤安全課長】

例えば、監督署の職員が個別に行ったときは、やってくださいという紙を出すんですけれども、それに対する報告はもらっています。

【浅山委員】

そのときに例えば、できたら月1回とか、二月に1回ぐらいはそういうのをやって、やりましたという報告書を出せとか、そこまでは難しいんですかね。そうしないと、なかなか中小零細なんて、人はどんどん変わりますし。大規模はきちんとやるんですけれども、中小の場合は、そんな時間がないんですね。だから、そういう報告義務とかを課していかないと、なかなか。

【江藤安全課長】

監督署が行く、行かんにかかわらず、例えば、安全教育をやったら、その報告を監督署なり県にさせるということですね。

【浅山委員】

はい。それは難しいんですかね。

【川田代労働基準部長】

報告につきましては、それぞれの、安衛法もそうですけれども、その中の規則など、規定がないと、なかなかそれを義務づけするというのは難しいんですけれども。ただ、いろいろな集団指導、団体での説明会とかでアンケート調査とかをお願いして、その報告の回収を、そこでできるだけアプローチしながら求めていくということとはございます。もちろん任意ではございますけれども。

【浅山委員】

そうですね。

【川田代労働基準部長】

あと、私どもも、いろいろな立ち場の方からの意見とか、改善の提案、問題事象の把握といったことは積極的にやっていきたいと思っています。そういう意味では、例えば経営者サイドには自主点検をお願いするというようなことを言っているわけですが、労働組合のほうにも自主点検みたいなお願いとかもやっていければ、より効果的にいろいろ推進していけるのかなとは思っています。

【浅山委員】

組合のあるところは、意外といろいろな形で会社に対して言えるんですが、組合のないところが多いんですよね。そこがやはり問題だと思いますので。我々も一生懸命、組織化をやっているんですけども、なかなかそこまでいかないものですからね。報告義務があれば、もう少し変わるのかなと思ったものですから。

【野田部会長】

これだけ小売業等が増えてきても、法令改正の動きみたいなものはないんですかね。安全管理体制にしる安全教育にしる、製造業、建設業を中心に労安衛法ができて上がっているようにお見受けします。

私は大学ですけども、大学も結構、実験施設なんかでも、数年前、伊都キャンパスでも事故が起きましたけれども。大学は一応、安全衛生委員会を任意でつくっていますけれども、法令上の義務はないですよね。ですから、今、浅山委員が言われるように、どこか新しい動きに、完全についていけないような気もするんですよね。こういう問題が多くなってきているのに、安全衛生法の網をあまりかぶらないようになってきているというところはあるんです。

行政の内部で、大きな動きみたいなものはないんですかね。福岡の問題ではないんですけども。

【東委員】

大学は、独立行政法人化されたときに、法律の枠に入ったんじゃないですか。

【木下監督課長】

そうですね。

【野田部会長】

そうですか。

【浅山委員】

衛生管理者とかは選任されて。産業医も。

【木下監督課長】

産業医も基本的には選任義務があります。

【野田部会長】

委員会の義務はないんですか。

【木下監督課長】

多分、衛生委員会になると思います。

【野田部会長】

そこが対象になりますか。

【木下監督課長】

はい。安全という概念が、安全管理者とかの選任となると、製造業とか業種がありますので、大学という、学術研究になると思うんですけども、そちらになると衛生のほうの枠組みに入っています。

【野田部会長】

小売業は今、どういう状態なんですか。

【木下監督課長】

小売業も、衛生管理者とか安全管理者とか、その辺は対象に。小売業は300人以上ぐらいでしたか。

【野田部会長】

ああ、人数の問題ですね。

【木下監督課長】

人数、規模が。

【江藤安全課長】

各種商品小売業という、百貨店とかスーパーマーケットは、安全管理者の選任が必要ですけども、それ以外は。

【木下監督課長】

でも、規模が大分大きいです。

【野田部会長】

かなり大きくなるんですね。

【江藤安全課長】

小さいところは必要ないという安全衛生法になっています。

【川田代労働基準部長】

今のところ、法改正みたいな動きはないんですけども、おそらく小売業、第3次産業の対策を進めていく中で、いろいろ問題が出てくれば、とりあえずは指針等を策定して、その辺を積み上げて、次の段階、次の段階という形で進んでいくのかなとは思っています。

【野田部会長】

10ページに書いていただきましたように、パート、アルバイトなどの非正規の人たちが、慣れないところに、教育も受けずに入っていくということがありますから。

【東委員】

業務上疾病の話をしてください。

【木下監督課長】

そうですね。健康課の説明を。

【野田部会長】

すみません、引き続きお願いいたします。

【梅木健康課長】

では、健康関係の部分について、私からかいつまんでご説明させていただきます。健康面につきましては、大きく分けまして、メンタルヘルスの関係、過重労働の関係、化学物質による健康障害の関係、石綿暴露の問題、粉じん障害の予防の問題、腰痛、熱中症、受動喫煙、この八つのテーマを盛り込ませていただいております。これは、資料7にございます本省の全国のほうの計画の中で上げている項目をそのまま踏襲させていただきました。

個々の項目について、本省の計画では、例えばメンタルヘルスであれば80%以上が取り組んでいる状況とか、過重労働であれば60時間以上の事業上の割合を30%以上減少とか、数値目標をずっと上げておりますが、それぞれの数値の目標について、厚生労働本省のほうで全国的な調査に基づいて、これを検証していくという形になっておりますが、都道府県別のデータを出さないで、福岡県だけ

の達成状況の把握がちょっと難しいです。では、そのために福岡だけで大規模な調査をやるというのも、ちょっとコストと効果の関係でもって難しいです。そのため、福岡版では、本省のデータを見ながら、福岡での独自の何%という目標は、腰痛と熱中症以外は掲げてございません。腰痛と熱中症に関しましては、災害が起きたときに、各事業所からいただくご報告、労災のデータなどで把握ができますので、これについては数値の目標を掲げさせていただいておりますが、それ以外は、今申し上げましたような事情で、福岡独自の数値は掲げさせていただいておりません。

現状について、まず分析をさせていただきました。15ページの中ほどのところから(ア)(イ)(ウ)ということで、脳心疾患と精神障害については、データはございませんで、次にデータを挙げさせていただいているのが(ウ)のところ、業務上の疾病の発生状況について、少しデータを挙げさせていただいておりますが、これについては今、申し上げた資料8の2枚目に少し詳しいデータを挙げさせていただいておりますので、参考にしていただけたらと思います。

脳心疾患、精神疾患、その他の職業性疾病、腰痛、熱中症と、どれを見ましても、増減を繰り返しております。ある年には増え、ある年には減りという状況で、順調に減っていくという状況にはございません。特定の部分を見ますと、減っている年もございますけれども、増えている年もあると。項目によってはちょっと減ったものもあり、増えたというものもある。増減を繰り返しているという状況が、それぞれ今、お示ししているデータの部分については現状でございます。

それぞれの疾病等について数値目標を挙げられればいいんですが、例えば職業癌、粉じん、これはそれぞれ暴露してから15年、30年という経過で発症してくる疾病なので、5年間という期間での取り組みの成果ということで数値目標を挙げるのはできません。ですから、これは本省のほうもやはり同じように、疾病の発生という形で目標を掲げているのは腰痛と熱中症だけとなっております。

時間がないので、どんどん先へ進ませていただきます。

メンタルヘルスの対策は、基本的に事業場において個々の労働者の方たちがセルフケアをやる、まず自分自身で気づくということ。それと、事業場の管理者の方たちの気づきの問題。こういったことについて、事業場の中でしっかりとした教育をやっていただくと。それについては、県ですとか、メンタルヘルス推進支

援センター等々の機関との連携を重点に考えて進めていこうと考えております。

メンタルヘルスの関係で、パワーハラスメントの問題があります。これはここにも書かせていただいておりますが、昨年、提言がありました。これを各事業場において参考にしていただいて、取り組んでいただくように指導等々進めていこうと。また、本省のウェブサイト、ポータルサイトがございますので、これなども紹介しながら。なかなかメンタルの取り組みというと、どう取り組んでいかわからないという事業場が多いので、こういう情報ですとか、先ほど申し上げました支援センターの利用ということで進めていこうと考えております。

それから、ちょっと飛ばさせていただいて、過重労働の対策です。これについても、まず健康診断の完全な実施、その健康診断の結果に基づきます事後措置、労働時間の管理による恒常的な長労働時間の発生の予防といったことに、各事業場に取り組んでもらうように進めていくと。

長時間労働によって疲労蓄積がある労働者の方への医師による指導についても徹底をしていこうと。特に労働者数が50人未満の事業所の場合、産業医等の選任義務がございませんので、この部分については地域産業保健センターの利用を進めていこうと考えております。

それから、化学物質による健康障害の防止対策でございます。これはもう委員の皆様ご承知のように、昨年、印刷業における胆管癌の問題がマスコミ等で大きく取り上げられまして、社会的関心も非常に高くなっている問題でございますが、職業癌など、化学物質による健康障害は非常に重要な問題で、これは以前からもやはり重要な問題だったんですが、これについても積極的に取り組んでいこうと。

まず、危険性、有害性の高い化学物質を代替物質にかえていくとか、代替物質の変更が難しいものについての管理の徹底。特に化学物質の取り扱いについて、中小の事業所などの場合、知識不足という問題がございます。そもそも、その物質がどのような有害性があるのかがよく理解できていない、それに対する対策をどうしたらいいのか十分理解できていないという危険がございます。

これについて、SDSといって安全データシート 有害性等々を書いてあるシートがございますが、これの確実な交付をまず進めます。そして、取り組み方がよくわからないという部分について、コントロールバンディングという、先ほど申し上げましたSDS 安全データシートに入っている情報などを、コンピ

ューターに打ち込むと、それに応じた保護具の使い方とが出るようなプログラムがございます。これについて普及を進めていこうと。化学物質の専門的な知識がない方でも、こういう物質であれば、もらったシートのデータを打ち込んだら、こういう対策をとればいいんだという概略が出てくるというものです。この周知を進めていこうということを考えております。

次に、石綿暴露の対策でございます。これは、今、新規の石綿は全て原則、使用禁止となっております。今一番大きな問題となっておりますのが、古い建設物の解体のときの石綿でございます。これから、石綿の使用が非常に多かった時期に建てられた建物の解体がピークを迎えてくるということで、ちょっと息の長い話になってまいります。建設物に関して自治体等がかなり有益な情報を持っておりますので、こちらと連携しながら、事前に確実な調査が行われ、その調査の結果に基づいて適切な石綿・粉じんの飛散防止対策がとられるように指導を進めていくと。特に、解体に携わる業者さんの能力向上などを図っていこうと考えております。

次に、石綿以外の粉じんについても防止対策に取り組んでいこうと。特に、粉じん障害防止の措置として、アーク溶接の部分について規則の変更がっておりますので、これについて徹底していこうと考えております。

腰痛防止対策については、先ほど安全課のほうのお話もございましたので省略させていただきます。

次に、熱中症の関係でございます。これも毎年、何件も発生しておりまして、年によって亡くなられる方が一人か二人出るという状況がずっと続いております。特に6月から9月ぐらいにかけての一番暑い時期に、熱中症予防のためのセミナーを開催いたしますとか、暑熱な作業を持っている事業場について集中的に指導をしていくという形で予防対策を浸透させていこうと考えております。

次に、受動喫煙の防止の関係でございます。これにつきましては、昨年まで分煙のために一部補助金がございます。今年から分煙のための補助金の制度が少し変わって、今ちょうど国の予算を通過したところで、本格的にPRに取り組んでいるところでございます。そういう助成金等の制度も利用して、受動喫煙の防止についても積極的に取り組んでいくことにいたしております。

時間が少なくなりましたので、非常に簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。

たきます。

【野田部会長】

健康課長から説明がありましたけれども、何かご質問などございますか。

【東委員】

胆管癌の話は、非常に教訓的です。昔、テレビで、ポケットモンスターを見ているときに、子供たちがひきつけ発作を起こしたことは、それで3時間後には何例かが全て報告されました。そのマスコミ報道を見て、11時の段階ではほとんど全発生数がわかったんです。この胆管癌がどうしてわからなかったかという、おそらく労災関係の病院に行っても、職業は何か、どんな仕事をしていたか、誰も聞かなかったんでしょうね。もしこれだけの件数があれば、おかしいと。胆管癌はそんなに多くはなくて、それがしかも若い時期に起こるというのは、すごくまれなことなんで、症例報告してもおかしくない例がかなりあったわけですよ。職業を聞くという習慣がなかったのかなというのが、労働衛生課長が一番の反省点としてあげていました。そういうところを少し徹底しなければいけないのかなと。

こうした疾病が、今になって見つかった原因ではあったんじゃないかと。相当な曝露だったことは間違いなくて、倒れることが随分あったにもかかわらず、改善がなかったということです。そういうときに、おかしいということで、どこか相談に行っていたらような仕組みも必要ではないかと。化学物質で自分がおかしいと思ったら質問する窓口を設けておかないと。胆管癌のほかにもいろいろありますのでね。

先ほど、化学物質でSDSの話があったんですが、コントロールバンディングで、やれる部分、情報が十分あればいいんですが、おそらく八万から九万の化学物質のうち3,000から4,000、おそらくICSCカードにあるのがせいぜい二千数百ですよ。それであとは全部企業秘密ですよ。感作性物質、発癌物質などというのは、全くわからないことがあります。そのところは非常に情報不足です。やはりかなり強い力でもって、ある程度の情報公開をさせていく仕組みがないと、健康障害を防ぐことはできません。そこが今後の課題かなと思います。

受動喫煙については、これは多くの若い方たちが、居酒屋さんとかで働く場合にも発生している。この人たちは働いているわけです。お客さんが、そういう意

味での加害者になっています。この対策を進めることはかなり難しい。でも、対策助成制度をやるといっても、四国ではまだ1軒だと言っている。松山で1軒あるだけだとか、非常に、手を挙げたところすら実際は少ないと。もう少し進めなければいけないと思いますのは、例えば、皆さんが懇親会のときは禁煙店でしかやらないとか、屋外喫煙でしかやらないとか。結構、役所の喫煙率が高いものですから。地元の労働組合もそうです。喫煙対策のないところで会をしてはいけません。働く人の健康を守るという地道な活動を続けていかないと、この問題の解決は厳しい。

いずれにしても、地道な、今あげたような対策が必要かなと。若い人たちがむしろ勤めている店があるものですから。空間分煙は、あまり意味をなさないので、行動上で地道なことを呼びかけるのも必要かなという気はいたしました。

メンタルヘルスは一番大きな問題ですね。各県の産業保健衛生推進センター、精神保健センター、なぜか仕分けで随分予算が減らされて、今、復活を考えていると思うんですが。相談も増えているし、対策を打ちなさいと言っても、これも先ほどご指摘があったように、どうしたらいいのかは、小さな企業さんではわかりませんよね。そういう小さな企業さんのほうが一人事例が出たら、ものすごく大きな影響があって、対応がとれないですよ。そういう意味でも、やはり早期から対策措置が必要なのは、むしろ小さな企業さんのほうだと思いますので、そういう支援を充実するという施策は、各県で考える必要があるという気がいたします。

長くなりまして、すみません。

【野田部会長】

いえいえ。

この支援センターには、相談員の方がおられたりしますか。

【梅木健康課長】

はい、いらっしゃいます。

【野田部会長】

そういう具体的な相談にも。

【梅木健康課長】

専門知識を持った方がいらっしゃいます。

【藤井委員】

腰痛が増えていましたね。増えたり、減ったりはあるでしょうが、相当パーセントを占めているじゃないですか。

【梅木健康課長】

大きいです。

【藤井委員】

それで、腰痛予防教室というのが、もし相当に効果を上げられるものだとすれば、これはもう非常に効果的な総件数の減少につながると思うんですけども、何かあるんですかね。ここに対策が書いてあるんですけども、ちょっとぴんとこないところもあるんですけどね。

【梅木健康課長】

これは、目新しい話ではなくて、もう腰痛の予防の教育から、例えば、物の持ち方からずっとやり続けて。

【藤井委員】

持ち方で違って来るんですか。

【梅木健康課長】

はい。物の持ち方でも違ってきますし、作業の姿勢でも違ってきますし、そういうことについては、かなり昔から、事業場に対する指導もしています。それから、いろいろな折を捉えて、そういう腰痛の発生原因になるような作業について、例えば、福祉の現場で最近増えているんですけども、被介護者の方を支えるときの姿勢ですとか、この姿勢のやり方一つでもって、腰痛になりやすい姿勢、なりにくい姿勢というのがあるんです。それについても、一生懸命になってPRをしています。

【藤井委員】

じゃあ、かなり職場では、ある程度、そういう指導とか教育とかが行われているんですか。

【梅木健康課長】

個々の事業場で、教育をどれくらいの頻度でやっていらっしゃるとか、教育が済んだ人がどれくらいのパーセンテージなのかとか、ちょっとそういう細かい数字は持ってありませんけれども、いろいろな機会を捉えて指導していますので、

徐々に浸透してきているんだろうとは思っております。

【藤井委員】

だから、匠の技じゃないけれども、熟練した人はもう、ちゃんとノウハウが体に染みついているのですね。そういうものというのが、新しい人とかに対して、なかなか浸透しないのですか。そういうこともないですか。

【東委員】

製造メーカーでは、物の重さとか、大きさとか、取っ手とかを改善する、それから滑りにくくする、それから温湿の管理もできる、それからある種の標準作業を決める、あと腰痛体操とか筋肉の強化ができるんですけども、今、介護作業においては、そういうこと以外に、相手があることで、規格化は絶対にできないし、施設によってそういう設備が大分違うものですから、なかなか対策が難しいです。

昔から、障害児とかをみる施設については、重点的な腰痛対策がありました。それに加えて、高齢な方たちの作業があります。そういう作業こそ高齢化しているところもあって。それから、もともと日本で一番多い疾患、これはたかだか七、八千例の労災件数でとどまっているのが不思議なぐらいで、おそらく何百万人という単位で腰痛の方がいらっしゃいます。ぎっくり腰を経験したことがある人は、おそらく男性だったら、二十五、六人に一人はいるんじゃないでしょうか。すべり症とかヘルニアとかもありますので。

なかなか大変な問題で、いずれにしても、介護機器を考えると、お風呂に入れる方法を考えると、そういう標準作業を徹底しているのが、今の実情ではあると思います。

【梅木健康課長】

今、東先生からお話があったように、そういう介護用の設備の改善も大分、進んできております。それなんかも、ぜひ進めていきたいと考えております。

【野田部会長】

ほかに何かお気づきの方、あるでしょうか。

【東委員】

熱中症は、もう出ましたか。

【梅木健康課長】

いえ。今のところはまだ、福岡県内では報告は聞いておりません。

【東委員】

先週、かなり危なかったですね。

【野田部会長】

よろしいでしょうかね。

そうしましたら引き続き、今度は事務局からはよろしいでしょうか。

【木下監督課長】

事務局説明は終了しております。

【野田部会長】

わかりました。もうこれでよろしゅうございますね。

そうしたら、説明はもう以上のようなので、特に何か総括してあればと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【浅山委員】

1点、いいですか。

資料が出ているんですが、企業とかそういうところに当然、行くんでしょし、一般の方が、例えば労働組合が欲しいという場合は、こちらに言えば、あるんですか。

【江藤安全課長】

はい。それは結構です。

まだ、大分あります。

【浅山委員】

今、うちでもやっているのは、パワーポイント。これは結構、皆さん、パソコンに入れて見えますので、意外とこれはお金もかかるんですけども、そういったパワーポイントとかですね。結構、見てもらうというのが、意外と若い人は、うけるんですね。これは読めばいいんでしょうけど。そういうのが、もし。

【東委員】

これはホームページにありませんでしたか。

【浅山委員】

ホームページに入っていますかね。

【木下監督課長】

パンフレットの前データをつくる時に、大体、パワーポイントを使われるので、本省にはあるはずなんです。

【浅山委員】

入っていますかね。そうですか。

【木下監督課長】

おっしゃられたとおり、厚生労働本省でPDFとかでのデータでは持っていないので。

【浅山委員】

そういうがあると、結構、職場でできますので。

【木下監督課長】

PDFにしていれば、パワーポイントに張りつけてしまえば、パワーポイント化はできるのはできるんですけども、ただ多分、パワーポイントでつくったそのままのほうが、PDFを張りつけるよりは画面的にはきれいですよね。

【浅山委員】

そうですね。そういうのがあればと思って……。済みません。

【野田部会長】

それでは、ご説明いただきました福岡労働局第12次労働災害防止計画（案）につきましては、いろいろお答えもいただきましたので、了承させていただくことにしまして、行政におかれましては当該計画に基づき、引き続き労働災害防止に積極的にお努めいただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の福岡地方労働審議会労働災害防止部会を終了といたします。どうもお疲れさまでした。

【篠原主任監察監督官】

すみません、最後に、公益代表委員の藤井委員がおくれて来られましたので、ご紹介を。

今後ともよろしく願いいたします。

了